

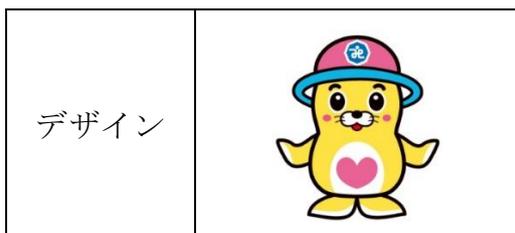
足利市社会福祉協議会マスコットキャラクター「あしのすけ」デザイン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、足利市社会福祉協議会マスコットキャラクター「あしのすけ」のデザイン(以下単に「デザイン」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 デザインは、次のとおりとする。



(デザインの使用)

第3条 デザインを使用する場合は、あらかじめ、デザインを使用する商品又はイベントごとに、会長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 官公署又は公共的団体及び当該協議会内の各事業所が営利を目的とせず使用时。
- (2) 報道機関が報道に供することを目的として使用する時。

(使用の申請)

第4条 前条の承認を受けようとするときは、デザイン使用承認申請書(別記様式第1号)に次に掲げる資料を添えて会長に提出するものとする。

- (1) デザインを使用する商品又はイベント等の企画書
- (2) デザインを使用する物品の見本又はその写真等

2 前項の申請書は、使用予定期日の10日前までに提出しなければならない。ただし、会長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(承認の基準)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。

- (1) 社会福祉協議会のイメージや品格をおとしめるおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、思想、宗教活動に使用されるおそれがあるとき。
- (4) 不当な利益をあげるために使用されるおそれがあるとき。
- (5) デザインの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあるとき。
- (6) その他デザインの使用が適当でないと認めるとき。

(使用承認等)

第6条 会長は、第4条第1項の申請書を受理した場合において、その内容を審査し使用を承認することに決定したときは、当該申請者にデザイン使用承認通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

2 会長は、第4条第1項に規定する申請書を受理した場合において、その内容を審査し使用を承認しないことに決定したときは、その理由を示して直ちに当該申請者に通知しなければならない。

(使用期間)

第7条 デザインの使用期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の使用期間は、更新することができる。

(デザインの使用料)

第8条 デザインの使用料は無料とする。

(使用承認内容の変更)

第9条 使用の承認を受けた者は、承認を受けた内容について変更がある場合は、あらかじめデザイン使用承認内容変更申請書(別記様式第3号)により会長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更の承認の可否の通知については、第6条第1項及び第2項の規定を準用する。

(遵守事項)

第10条 使用の承認を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認を受けた目的にのみ使用し、会長が指示した条件に従うこと。

(2) デザインの色及び形態をみだりに変更しないこと。

(3) 使用承認の権利を譲渡又は転貸しないこと。

(4) デザインの全部又は一部を使用して特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他これらに準ずる財産権を取得しないこと。

(5) デザインを使用するときは、足利市社会福祉協議会のマスコットキャラクターであることを明示すること。

(使用の制限)

第11条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、承認の内容を変更し、又は承認を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

(1) この要領又は会長の指示した事項に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により使用の承認を受けたとき。

2 会長は、その責めに帰さない理由により、承認した事項を変更し、又は承認を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において、申請者に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年5月1日から実施する。